

八王子市子ども家庭支援センター条例

平成16年6月28日

条例第27号

改正 平成17年6月28日条例第23号 平成18年6月26日条例第27号

平成19年6月29日条例第41号 平成26年3月27日条例第8号

子どもを安心して生み、育てることができる環境の中で、子どもがひとりの人間として尊重され、心身ともに健やかに成長することは、市民共通の願いである。

しかしながら、少子化、核家族化、都市化等の進行により、家庭や地域社会における子どもを養育する機能が低下し、子育てに関する不安や悩み、養育上の問題等を抱える家庭が増加するなど、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化している。

ここに、八王子市は、子どもと子育てを行う家庭を支援するため、総合的な相談体制の整備、適切な情報やサービスの提供、支援ネットワークづくりの推進その他の子どもと家庭に対する総合的な支援施策を展開し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される地域社会の形成に資するため、この条例を制定する。

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 家庭 子どもとその保護者等により構成される集団をいう。

(子ども家庭支援センター事業)

第2条 市は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる事業(以下「子ども家庭支援センター事業」という。)を行うものとする。

- (1) 子どもと家庭に係る総合的な相談に関すること。
- (2) 子どもと家庭の支援に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 子どもと家庭の支援に係るサービスの調整及び提供に関すること。
- (4) 子どもと家庭の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。
- (5) 子ども及び保護者相互の交流並びに保護者の学習機会の提供に関すること。
- (6) 地域における子育てグループ等の育成及び支援に関すること。
- (7) 児童虐待の防止に関すること。

- (8) 地域において在宅サービスを担う養育家庭の拡充に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事業
(子ども家庭支援センター事業の対象者)

第3条 子ども家庭支援センター事業は、次に掲げるものに対して行う。

- (1) 子どもと家庭
- (2) 子どもと家庭の支援に係る活動を行い又は行おうとするもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの
(関係機関との連携等)

第4条 市長は、子ども家庭支援センター事業を円滑かつ効果的に行うため、児童相談所、医療機関、警察その他の関係機関と八王子市子ども家庭支援ネットワーク(以下「支援ネットワーク」という。)を組織し、相互の連携の確保に努めるものとする。

2 市長は、支援を必要とする子どもと家庭の状況を把握するために必要があると認めるときは、支援ネットワークを構成する関係機関に対し、当該子どもと家庭の状況に関する情報の提供、調査その他の協力を求めることができる。

3 第1項に規定する支援ネットワークは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会とする。この場合において、次条第1項に規定する支援センターを法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関とする。

4 支援ネットワークの組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。
(子ども家庭支援センターの設置)

第5条 市は、子ども家庭支援センター事業を実施するための中核機関として、及び子どもと家庭に対し、子ども家庭支援センター事業によるサービスを提供する拠点として、八王子市子ども家庭支援センター(以下「支援センター」という。)を設置する。

2 支援センターの区分、名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
総合支援センター	八王子市子ども家庭支援センター	八王子市東町5番6号
地域支援センター	八王子市地域子ども家庭支援センター一館	八王子市館町156番地
	八王子市地域子ども家庭支援センター一石川	八王子市石川町481番地

八王子市地域子ども家庭支援センター －みなみ野	八王子市みなみ野六丁目1番1号
八王子市地域子ども家庭支援センター －南大沢	八王子市南大沢二丁目17番地5
八王子市地域子ども家庭支援センター －元八王子	八王子市大楽寺町419番地1

3 総合支援センターは、支援センターの運営に関する企画立案及び総合調整を行う。

(施設)

第6条 支援センターには、次の施設を設ける。

- (1) 相談室
- (2) 親子ふれあい広場
- (3) その他市長が必要と認めた施設

(開館時間等)

第7条 支援センターの開館時間及び休館日は、市規則で定める。

(支援センターの利用者)

第8条 支援センターを利用できる者は、第3条各号に掲げるものとする。

(利用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援センターへの入館を拒み、又は支援センターの利用を制限することができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) その他管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償義務)

第10条 支援センターの施設を損傷し、又は滅失した者は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(販売行為の禁止)

第11条 何人も支援センターの施設内においては、市長の許可を受けずに物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。

(運営協議会の設置)

第12条 市長は、子ども家庭支援センター事業の推進を図るために必要な事項並びに支援センターの活動及び運営に関する基本的な事項について協議するため、八王子市子ども家

庭支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、公募による市民、学識経験を有する者、子どもと家庭に係る支援を行う民間団体の代表者、関係機関の職員及び市の職員をもって組織する。

3 運営協議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

（平成16年規則第52号で、平成16年10月25日から施行）

（八王子市子育て相談センター条例の廃止）

2 八王子市子育て相談センター条例（平成9年八王子市条例第10号）は、廃止する。

附 則（平成17年6月28日条例第23号）

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

（平成17年規則第75号で、第5条第2項の表の「八王子市地域子ども家庭支援センター元八王子」に係る改正は平成17年10月3日から施行、同表の「八王子市地域子ども家庭支援センター南大沢」に係る改正は平成17年10月31日から施行）

附 則（平成18年6月26日条例第27号）

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。ただし、第1条中第5条第3項及び第4項の改正規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日から起算して7月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

（平成18年規則第61号で、第5条の改正は平成18年10月10日から施行、同条第2項の表の「八王子市地域子ども家庭支援センター石川」に係る改正は平成18年12月11日から施行）

附 則（平成19年6月29日条例第41号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日条例第8号）

この条例は、平成26年7月1日から施行する。